

谷村第一小学校と 都留文科大学附属小学校の 統合に向けた協議方法

～統合準備委員会の設置～

都留市教育委員会学校教育課

Ver. R7.5.27

都留市小中学校適正規模／適正配置基本方針(概要) 【令和3年12月策定】

◆ 学校規模の適正化および適正配置の目的

- 1) 子供たちにとってより良い教育環境の整備
- 2) 教育の質の向上を可能にする教育環境の整備

◆ 基本方針策定の基本的な視点

- 1) 子供最優先の視点
- 2) 学校と地域の関係を考慮した視点
- 3) 次代の都留の担い手(主権者)を育てる視点

◆ 1学級の最低人数

ある程度の「多様性」と「汎用性」を満たす基準として、

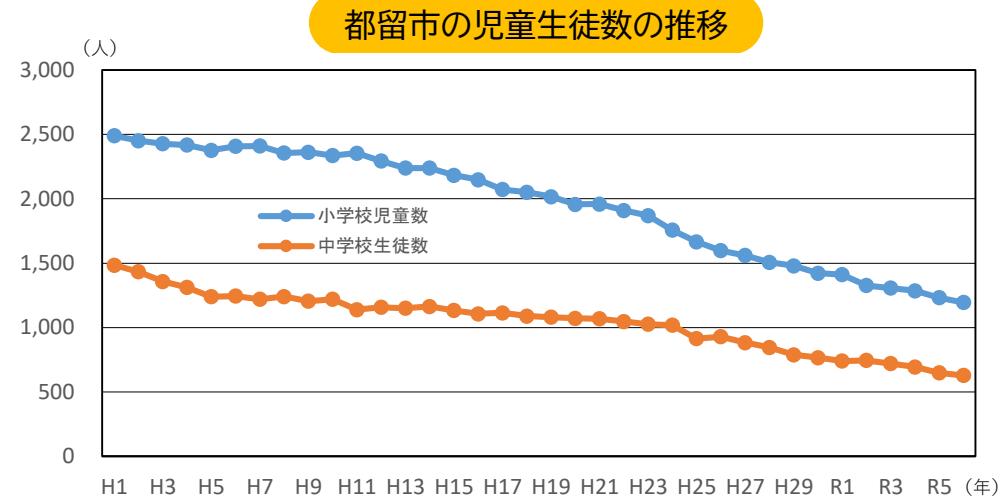
4人×3班 = 12人を都留市独自の単式下限基準(目安)とする。

この基準を満たさない学校について、基本的に小学校の場合は同一中学校区の小学校と、また、中学校の場合は近隣中学校と統合する方針を、令和3年(2021)12月に市の方針として決定。

都留市における児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、平成元年(1989)から令和40年(2058)までの70年間で6分の1まで激減し、660人程度となることが、都留市小中学校適正規模等審議会の答申の中で推計されています。

平成元年(1989)に3,975人だった児童生徒数は、令和6年(2024)には1,823人となり、35年間で既に2,152人減少し、半分以下になっています。



学校ごとの児童数の推移と推計

谷村第一小学校							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	37	67	45	68	56	58	331
3	56	37	65	44	66	56	324
4	47	56	36	65	44	66	314
5	47	48	56	36	66	44	297
6	44	47	48	56	38	67	300
7	54	44	47	48	56	38	287
8	38	54	44	47	48	56	287
9	34	38	54	44	47	48	265
10	35	34	38	54	44	47	252

都留文科大学附属小学校							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	5	7	8	4	8	10	42
3	2	6	7	8	4	8	35
4	5	2	6	7	8	4	32
5	4	5	2	6	7	8	32
6	4	5	6	3	6	7	31
7	2	4	5	6	3	6	26
8	5	2	4	5	6	3	25
9	4	5	2	4	5	6	26
10	2	4	5	2	4	5	22

谷一小 + 附属小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	32	74	53	72	64	68	363
3	58	43	72	52	70	64	359
4	52	58	42	72	52	84	346
5	51	53	58	42	73	52	329
6	48	52	54	59	44	74	331
7	56	48	52	54	59	44	313
8	43	56	48	52	54	59	312
9	38	43	56	48	52	54	291
10	37	38	43	56	48	52	274

※令和6年度児童数は、令和6年12月3日現在

都留文科大学附属小学校と谷村第一小学校の統合基本方針

都留文科大学附属小学校は、令和6年度(2024)において児童数が31名の極小規模校となっており、今後も更に児童数が減少する見込みであることから、以下の基本方針のもと統合を進めることとしました。

統合先:谷村第一小学校

統合先は、同一中学校区の小学校である谷村第一小学校としています。理由は、同一中学校区に谷村第二小学校もありますが、既に児童数が100人を下回っており、今後統合対象校となる可能性があるためです。

統合時期:令和9年4月1日

現在、都留文科大学附属小学校で認可を受けている「教育課程特例校(英語特区)」が令和8年度(2026)をもって認可期間が終了するために、令和9年4月1日とします。

統合先に引き継ぐもの

統合先の谷村第一小学校を都留文科大学の附属小学校とし、更に教育課程特例校(英語特区)の認可を取得します。

都留文科大学附属学校とすることで、学校は大学の研究フィールドとなり、新たな学習方法の研究や実践の場として活用され、子供たちは、大学教員の支援による質の高い教育や学生による学習支援、留学生との交流など、他の学校では得られない多くのメリットを得ることができ、学力向上やコミュニケーション能力の向上などに期待が持てます。

また、グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は非常に重要なことです。教育課程特例校(英語特区)は、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成することができるため、1年生から英語を授業として取り入れることで、英語に触れる機会が増え、外国文化への興味や関心を持ちやすくなり、英語力やコミュニケーション能力の向上につながります。

都留文科大学附属小学校がこれまで培ってきた都留文科大学との連携体制や教育課程特例校としての取り組みなど、都留文科大学附属小学校の特色を統合先に継承することで、こうした効果を早期に発揮できるとともに、更なる充実に期待が持てます。

都留市小中学校統合準備委員会の設置

都留市立小学校又は中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに所要の準備に資するため、必要な調査及び審議をする組織として、都留市教育委員会に置くものです(第1条・第2条)。

組織(第3条)

- 統合する学校の組合せごとに、次に掲げる者のうちから各10人に、統合する学校数を乗じた数以内の委員をもって組織します(今回の場合、谷一小10人以内+附属小10人以内=計20人以内)。
 - (1) 統合する学校の保護者を代表する者
 - (2) 統合する学校の通学区域内の住民を代表する者
 - (3) 統合する学校の教職員を代表する者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 学校評議員5人、PTA代表、地域団体代表、校長等を想定しています。
- この他に専門的な事項を検討するため、アドバイザーとして「専門委員」を置くことができます。
- 学校名・校歌・校章などのほか、「専門部会」や「ワーキンググループ(WG)」で検討された事項を決定し、教育委員会に報告します。

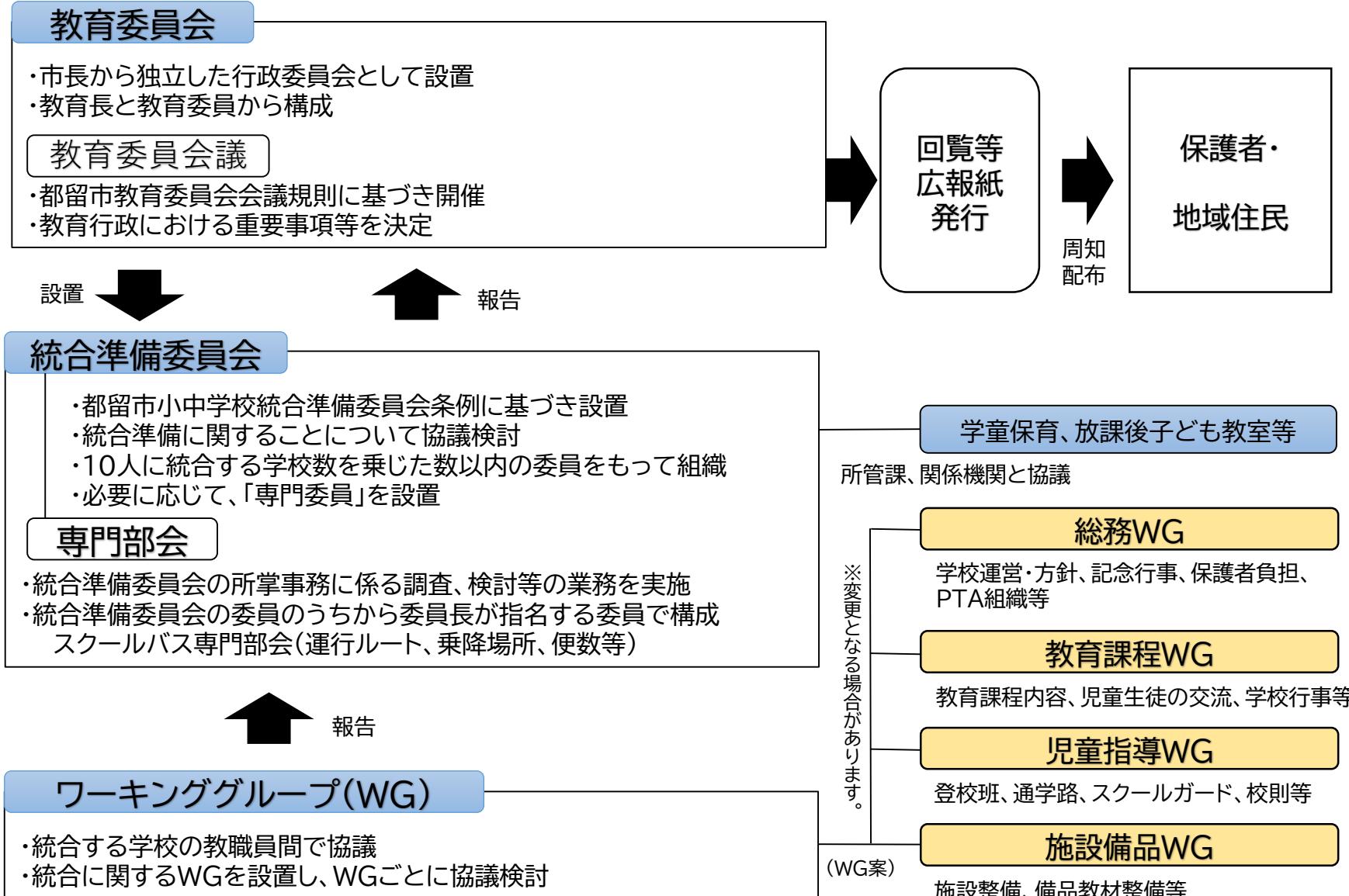
専門部会(第7条)

- 所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行う専門部会を置くことができます。
- 専門部会の部員は、統合準備委員会の委員のうちから選出します。
※スクールバスに関する事項を調査、検討する「スクールバス専門部会」

ワーキンググループ(要綱設置)

- 統合する学校間で所掌事務に係る調査、検討、調整を行うために、調査検討項目ごとにワーキンググループ(WG)を置くこととします。
- ワーキンググループ(WG)は、統合する学校の教職員のうちから、当該校長が指定する教職員で組織します。
※総務WG、教育課程WG、児童指導WG、施設設備品WG等の設置を想定しています。

統合に関する組織(案)



都留市小中学校統合準備委員会の検討内容

検討内容	具体的内容例
1.学校の名称、校歌、校章等に関すること	(仮称)都留市立都留文科大学附属谷村第一小学校を軸に検討
2.統合記念式典行事等の実施に関すること	附属小閉校式等、統合に関する式典・イベントの企画立案
3.校務分掌その他教務に関すること	教育課程の確認、英語特区の移行、教職員校務分掌の整理・確認
4.学校行事に関すること	入学式・卒業式、運動会、遠足等年間行事の確認
5.校則に関すること	改正すべき内容の有無について確認、必要があれば改正
6.通学方法(スクールバス)、通学路の安全対策等に関すること	スクールバスの運行(経路・運行時間、乗降場所等)、乗降場所周辺の点検・整備、登校班、スクールガード等
7.児童、教職員等の交流事業に関すること	児童交流事業の企画立案
8.移転計画に関すること	谷一小への附属小歴史継承スペースの設置、附属小備品の移管・引越し計画等
9.施設点検、改修箇所等に関すること	統合に際し必要となる谷一小の改修箇所の洗出し
10.PTA組織に関すること	規約の確認、役員の構成・選出方法等
11.保護者負担金、教材等に関すること	両校間で相違のある保護者負担金・教材等の調整
12.コミュニティ・スクール(学校運営協議会)に関すること	令和9年度の谷一小への学校運営協議会の導入に向けての準備、統合後の学校運営・方針の協議等
13.学校跡地利用に関すること	市財務課を中心に地域の皆さんと協議しながら跡地利用を促進、避難所機能の継続検討
14.学童保育、放課後子ども教室に関すること	保護者・地域の皆さんとの意見を聞きながら市担当課・関係機関との協議
15.その他	谷一小でのインターナショナルセーフスクールの取り組み等

統合にあたって配慮すべき事項

➤ 学校生活における不安への対応

学校統合時において、都留文科大学附属小学校の児童や保護者には「新しい環境になじめるか」、「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安

統合前に両校の児童、教員の交流活動を実施

統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置するよう県教育委員会に要請

➤ 通学環境

通学距離が伸びることで、体力的にも精神的にも負担増

学校生活における学習意欲や様々な活動に影響を与えないように、スクールバス等の交通手段を導入

学年毎に異なる下校時刻や学校行事への対応、早朝登校の回避など柔軟な対応が必要

学校の実情に併せた運行経路や運行計画等を「専門部会」で十分検討し、関係機関と調整

谷村第一小学校の周辺は送迎車も多く、現状でも事故のリスクが高い

児童の安全を確保するため専用の乗降所を確保

➤ 通学区域(英語特区にかかる指定校変更)

英語特区を新・谷村第一小学校でも継続することから、指定校変更は柔軟に承認願いたい

英語特区に関する指定校変更の承認は、弾力的に運用

➤ 学校施設等の整備

令和8年度中に統合に必要な施設改修を谷村第一小学校にて実施

都留文科大学附属小学校所管の備品等は、まずは新・谷村第一小学校での使用希望を優先して配分し、その後に市内の他校の希望に沿い配分

都留文科大学附属小学校の歴史、伝統、文化を継承するため、新・谷村第一小学校にメモリアルスペースを確保

学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、避難場所として位置づけられていることもあることから、跡地の利用については、地域の皆様と十分協議しながら検討(市総務部財務課の所管)

学校運営協議会の設置に向けた検討

設置の趣旨

学校運営協議会は、児童の保護者や地域住民による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組むもので、学校と地域が一体となり、より地域に根差した教育や学校づくりを進めるものです。

学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と称します。

基本的な考え方

「地域とともにある学校づくり」に取り組むため、統合後速やかに学校運営協議会を設置します。そのための準備行為として、統合準備委員会において学校運営協議会の設置に向けた検討を行い、その内容を統合後に設置する学校運営協議会に引き継ぎます。

学校運営協議会の委員は、統合後最初の任期中は30人以内(15人×統合対象校数)で組織し、以後は15人以内で組織することになります。このため、統合準備委員会の委員の方に学校運営協議会の委員となっていただくことを想定し、これに必要な委員を加え30人以内の委員で組織するものとします。

協議内容

- 統合準備委員会において、「コミュニティ・スクール」についての理解を深めます。
- 両校の歴史・文化・伝統を尊重しながら、新しい学校を運営していくための両校の連携体制を構築していきます。
- 両校の特色を新しい学校の学校運営方針等に生かすための協議をしていきます。
- 新しい学校を核にした地域づくりについて協議していきます。
- 統合前に児童の思い出づくりにつながる体験活動についても協議します。

統合までのロードマップ

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
統合準備説明会／計画策定	説明会 R6.1.29	統合実施 計画策定			
説明会・周知※1 (保護者・地域住民等)		・R6.5.11附属小保護者、7.19地元住民説明会、R7.2.7保護者説明会、以後隨時開催 広報紙等発行隨時			
児童説明会※2		・R6.2.5附属小児童説明会、以後隨時開催			
統合準備委員会※3 (専門部会、ワーキンググループ)		委員選定 条例制定	設置、以後隨時開催		
スクールバス関係 (専門部会※4)		関係機関・保護者との協議		乗降場所決定 運行試験	
児童交流事業※5	※6	計画・隨時実施			
学校施設整備		計画検討・設計	工事等着手		
備品・教材整備		既存備品移管・購入備品等の検討	購入・移動		
PTA・地域との関わり		協議(PTA、学童保育、放課後こども教室、スクールガード等)			
学校運営協議会※7 【コミュニティ・スクール】		統合後の学校運営協議会設置に向けた検討		協議会設置	
附属小閉校		跡地利用検討		閉校式(3月)	
統合					R9.4.1

※1 統合の進め方や統合後の校舎の利活用等について、保護者や地域の方々向けの説明会や地域だよりの回覧などにより周知します。

※2 両校の児童に学校統合について子供向けの説明会を開催します。

※3 両校の保護者・地域代表者・学校教職員代表等で組織します。また、下部組織として「専門部会」及び両校の教職員で協議する「ワーキンググループ」を設置します。

※4 保護者・地域の声を聞きながら、統合準備委員会内に設置する「専門部会」で協議します。

※5 互いの小学校に出向くことで両校の理解を深め、統合直後からより良い人間関係が構築できるよう「交流事業」を実施します。

※6 「ワーキンググループ」で協議し、その結果を「統合準備委員会」で決定します。

※7 統合後に「学校運営協議会」を設置するため、「統合準備委員会」において学校運営協議会の設置に向けた検討を行います。

統合準備委員会及び学校運営協議会(コミュニティスクール)のスケジュール(案)

年	月	統合準備委員会	スクールバス 専門部会	学校・WG(ワーキンググループ)	学校運営協議会 (コミュニティスクール)	周知・意見聴取
R7年度	4～6月	委員委嘱 第1回委員会	第1回専門部会	WG構成員指名 随時WG会議	統合準備委員会	
	7～9月	第2回委員会		▶ 総務WG		附属小児童説明会
	10～12月	第3回委員会	第2回専門部会	▶ 教育課程WG		
	1～3月	第4回委員会		▶ 児童指導WG		両校保護者説明会
R8年度	4～6月	第5回委員会	第3回専門部会	▶ 施設設備WG		両校児童説明会
	7～9月	第6回委員会				附属小保護者説明会
	10～12月	第7回委員会	第4回専門部会			
	1～3月	第8回委員会	運行試験・試乗	附属小閉校式 引越し		両校保護者説明会
R9年度	4月～			4月1日統合	学校運営協議会 設置	保護者からの意見聴取 (以後随時)

※委員会、専門部会、説明会等のスケジュールは、協議の進捗状況等により変動します。